

狭保 第 674-2 号  
令和 5 年 7 月 21 日

管内食品衛生協会長 様

埼玉県狭山保健所長 辻村 信正

ポストコロナ社会におけるイベント計画における  
感染機会及び食品事故防止について（依頼）

当所の感染症蔓延防止対策及び食品衛生行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月に新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変更となり、地域振興を目的とした食品提供を含むイベント等の相談が多く寄せられております。社会的背景から、多くのイベント等で、いわゆるキッチンカーの効果的な配置が確認され、感染症予防及び食品事故防止に御配慮いただいているところです。

イベントでの食品の提供には、これら移動調理販売の食品営業許可を有する食品等事業者を誘致するほかに、行事主催者の責任の下実施する臨時出店があります。行事主催者が、各出店する者の無許可営業でないことを保証し、その食品等の取扱を管理監督するものとなります。

臨時出店においては、保健所は各出店者への指導監督権がなく、行事主催者への助言にとどまるものです。このため、保健所による指導監督が可能なキッチンカー等を積極的に導入いただき、食品等事業者の責任の範囲内での食品提供とすることを強くお勧めします。

今般改めて別添「知っておきたいイベントでの食品事故防止の手引き」等の資料を提供しますので、今後の計画に御活用くださるようお願いいたします。

なお、貴協会員への周知について、御協力くださるよう併せてお願いいたします。

担当 生活衛生・薬事担当 〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2-16-1 電話 04-2941-6535（代表） FAX 04-2954-6615 E-mail f5462122@pref.saitama.lg.jp（担当代表）
---